

葛飾区ユニバーサルデザイン推進指針

～「心ふれあう住みよいまち かつしか」を目指して～

目 次

はじめに～推進指針策定の背景・趣旨～	1
第1章 ユニバーサルデザインとは.....	3
1 ユニバーサルデザインとは.....	3
2 ユニバーサルデザインとバリアフリー.....	4
3 葛飾区におけるこれまでの取組み.....	5
第2章 推進指針の基本的考え方.....	15
1 基本理念.....	15
2 取組み姿勢	16
第3章 分野別の施策の方向と取組事例.....	17
1 心やさしい『人づくり』	18
2 だれもが安心して暮らせる『まちづくり』	21
3 わかりやすい『情報・サービスづくり』	23
第4章 推進体制.....	26

はじめに～推進指針策定の背景・趣旨～

葛飾区では、これまで、国が制定した「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年、通称「ハートビル法」)」や「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年、通称「交通バリアフリー法」)」、東京都が制定した「東京都福祉のまちづくり条例(平成7年)」などにに基づき、「人にやさしいまちづくり推進計画(平成12年。18年度からは「障害者施策推進計画」の中で「ユニバーサルデザインのまちづくり」として3ヵ年計画化されている)」、「交通バリアフリー基本構想(平成18年)」などを掲げ、バリアフリー化に取り組んできました。

また、平成18年度から、安心して健やかに暮らせるまち、快適な生活を支える魅力あるまち、豊かな区民文化を創造しはぐくむまち、の3つの基本目標を掲げた今後10年間の区政の方向性を示す基本計画を定め、その中で、すべての政策・施策・事業を通じて「区民一人ひとりが互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現して行く」ことを理念に定めています。その理念を実現する手段として、これまでの「バリアフリー」という考え方を一歩進め、ある特定の人のためではなく、障害や国籍、性別などの違いを超え、すべての人が暮らしやすいように、「まちづくり」、「ものづくり」、「環境づくり」、「情報発信」などを行っていかこうとする考え方である「ユニバーサルデザイン」を施策に掲げ、「交通バリアフリー事業」、「歩道勾配改善事業」を計画事業として取り組んでいるところです。

少子高齢社会の進展、区民の価値観、生活・行動様式が複雑・多様化している中、基本計画を着実に推進して行くためには、計画に掲げたユニバーサルデザインの各事業に取り組むだけでなく、区民の方々の年代、性別、身体的能力等の違いを問わず、区民一人ひとりが、主体性を持って、いきいきと生活して行くことのできるユニバーサルデザインの考え方を基本に区政を推進して行く必要があります。

実際の暮らしのさまざまな場面で、身体的能力、体格、言語、性別、年齢等によって不自由さや不便さを感じることは少なくありません。今、不自由さなどを感じていないとしても、いずれはだれもが加齢などに伴い、「障害のある」状態を経験するものであるという視点からまちづくりを考えて行くことが重要です。

「健康で、障害のない大人」を標準に社会やまちづくりを考えて行くのではなく、さまざまな特性を有する人々が社会やまちを構成し、活躍しているという現実を見つめ、「ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくり」の取組

を進めるとともに、その理解を深め、普及・浸透させて行くことが必要です。

ユニバーサルデザインについては、国土交通省において、ハード・ソフト両面から、生活環境や連続した移動環境の整備、改善を継続して進めることを目的とした「ユニバーサルデザイン政策大綱」(平成 17 年 7 月)が制定され、その施策の一つである「一体的・総合的なバリアフリー施策の推進」のため、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称「バリアフリー新法」)が平成 18 年 12 月 20 日から施行されました。また、東京都においても「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づく福祉のまちづくりへと、基本的理念を更に進め、一層の推進を図るために、都民、事業者、行政にとって目安として活用できる、ユニバーサルデザイン推進の手引書として、「福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン」(平成 18 年 1 月)が策定されました。

葛飾区でも、「ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくり」を更に推進すべく、国が制定した「ユニバーサルデザイン政策大綱」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」、東京都の「福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン」、「東京都福祉のまちづくり条例」などを踏まえ、「葛飾区ユニバーサルデザイン推進指針」を策定しました。

今後、葛飾区におきましては、この指針に基づき、一人ひとりが思いやりの心を持って主体的に行動するとともに、区民、事業者及び区が協働して、不自由さや不便さといったバリアを感じることなく、だれもが自由に移動し、活動し、参画し、自己選択・自己決定することができるユニバーサルデザインによるまちづくりを推進することにより、「心ふれあう住みよいまち かつしか」の実現を目指します。

第1章 ユニバーサルデザインとは

1 ユニバーサルデザインとは

ユニバーサル (Universal) = 普遍的な、全体の、万人共通の

ユニバーサルデザイン (Universal Design) = すべての人のためのデザイン

「ユニバーサルデザイン」は、すべての人のためのデザインという意味です。「バリアフリー」をさらに進め、ある特定の人のためではなく、障害や年齢、国籍、性別などの違いを超え、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかこうとする考え方です。

また、ハード面のユニバーサルデザイン化だけでなく、やさしさや思いやりの心が、ユニバーサルデザインのまちをつくります。

ユニバーサルデザインは難しいことではありません。お互いの理解や思いやりがユニバーサルデザインの原点です。

米国の建築家であり、工業デザイナーでもあったロン・メイス氏を含む10名によって提唱されたユニバーサルデザイン7原則では、「すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすること」と定義されています。

ユニバーサルデザイン7原則

原則1：だれにでも公平に利用できること（公平性）

原則2：使う上で自由度が高いこと（自由性・柔軟性）

原則3：使い方が簡単ですぐわかること（単純性）

原則4：必要な情報がすぐに理解できること（分かりやすさ）

原則5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること（安全性）

原則6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること（省体力）

原則7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること（快適性）

米国ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター（1997年）

2 ユニバーサルデザインとバリアフリー

「バリアフリー」も「ユニバーサルデザイン」も、ともに、すべての人の平等な社会参加の実現という同じゴールを目指すものですが、「ユニバーサルデザイン」は、はじめからあらゆる方法でバリア（障壁）を生み出さないようにする考え方であり、バリア（障壁）の存在を前提として、その除去を行う「バリアフリー」を包含し、発展させた考え方です。

国の定義（「障害者基本計画」平成 14 年 12 月 24 日閣議決定）によると、両者は次のように区別されます。

バリアフリー

- ・ 障害のある方が社会生活をして行く上でバリア（障壁）となるものを除去するという意味
- ・ 障害のある方の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべてのバリア（障壁）の除去という意味でも用いられる

ユニバーサルデザイン

- ・ あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

3 葛飾区におけるこれまでの取組み

これまで本区では、高齢の方や障害のある方等が、地域の中で安全・快適に暮らせるまちの実現に向けて、積極的に取り組んできました。

ユニバーサルデザインに関する主な取組みとその現状

小・中学校における福祉教育

学校が子どもや地域の実態に応じ、創意工夫した教育活動を行うことにより、子どもの個性・特性の伸長を図り、生きる力をはぐくむことを目的とした「特色ある学校づくり事業」を行っており、いくつかの学校では「特色ある学校づくり事業」として「福祉教育」を行っています。

【取組内容】

高齢の方や障害のある方との交流
葛飾盲学校やろう学校などとの交流活動
点字や手話など福祉に関する学習

【実施校】

小学校 4校
中学校 1校

区有施設のバリアフリー

高齢の方や障害のある方を含むすべての人が、快適・円滑に活用できるように葛飾区総合庁舎をはじめとする区有施設のバリアフリー整備を進めています。

区有建築物の新築については、最初からバリアのない施設づくりを目指すユニバーサルデザインの考え方を最大限取り入れ、出入口スロープ、階段手すり、だれでもトイレ、エレベーター、子育て支援環境等の整備を行います。また、増築や大規模改修等については、施設の状況やスペース等を考慮して、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた改修を進めていきます。

【整備内容】

だれでもトイレ

車いすの方、高齢の方、妊婦、乳幼児を連れた方等が円滑に利用できるトイレの整備を進めています。

オストメイト対応型トイレ

オストメイトとは、大腸がん、膀胱がんなどの治療のため、人工肛門、人口膀胱など、手術で人工的に腹部に「排出口」(ストーマ)をつかった方のことで、オストメイトの方にも対応できるトイレの整備を進めています。

エレベーター(車いすの方対応)

車いすの方に対応したエレベーターの設置を進めています。

障害者用駐車区画

一般用駐車場のほかに障害のある方のための駐車スペースがあります。

【整備実績】

年 度	施 設	整 備 内 容	備 考
平成2年度	中川中学校 屋内体育館	だれでもトイレ	新築
	常盤中学校 屋内体育館	だれでもトイレ	新築
平成4年度	末広小学校 屋内体育館	だれでもトイレ	新築
平成5年度	青葉中学校 屋内体育館	だれでもトイレ	新築
	南奥戸小学校 屋内体育館	だれでもトイレ	新築
平成6年度	こすげ小学校 屋内体育館	だれでもトイレ	新築
平成7年度	道上小学校 校舎	だれでもトイレ	改修
平成8年度	亀有中学校 校舎	だれでもトイレ	改修
	高砂中学校 屋内体育館	だれでもトイレ	新築
平成10年度	一之台中学校 校舎	だれでもトイレ	改修
	中之台小学校 屋内体育館	エレベーター	新築
		だれでもトイレ	
平成11年度	本田小学校 校舎	だれでもトイレ	改修
	渋江小学校 校舎	だれでもトイレ	改修
平成12年度	東四つ木コミュニティ住宅	エレベーター	新築
	高砂小学校 校舎	だれでもトイレ	改修
	南奥戸小学校 校舎	だれでもトイレ	改修
平成13年度	総合庁舎	新館出入口昇降装置	改修
		だれでもトイレ	
	上千葉学童保育クラブ	だれでもトイレ	新築
	小松南学童保育クラブ	だれでもトイレ	改修
	東堀切くすのき園	エレベーター	新築
		だれでもトイレ	
		オストメイト	

【整備実績（つづき）】

年 度	施 設	整 備 内 容	備 考
平成14年度	上平井小学校 校舎	エレベーター	増築
		だれでもトイレ	
	勤労福祉会館	エレベーター	改修
	葛飾図書館	エレベーター	改修
	小松中学校 校舎	だれでもトイレ	改修
平成15年度	南綾瀬地区センター	エレベーター	新築
		だれでもトイレ	
		オストメイト	
	川端学童保育クラブ	だれでもトイレ	新築
平成16年度	ウエルピアかつしか	エレベーター	新築
		だれでもトイレ	
		オストメイト	
	梅田小学校体育館	だれでもトイレ	新築
平成17年度	青葉中学校校舎	エレベーター	増築
		だれでもトイレ	
	いいづか集会所	エレベーター	新築
		だれでもトイレ	
	既設施設	ベビーチェア（61施設76箇所）	新設
		だれでもトイレ表示マーク(90施設110箇所)	改修
平成18年度	幸田小学童保育クラブ	だれでもトイレ	新築
	鎌倉小学童保育クラブ	だれでもトイレ	新築
	中川中学校校舎	エレベーター	増築
		だれでもトイレ	
平成19年度	総合庁舎	3階にだれでもトイレ(オストメイト付)	改修
(予定)		(これで2階～4階はだれでもトイレ設置済)	
		エレベーター4基取替(車いす対応)	
	東水元小学校 校舎	だれでもトイレ(オストメイト付)	改修

小・中学校におけるバリアフリー対策として、小・中学校において床段差解消、正面玄関スロープ設置、階段・廊下手すり設置、トイレ改修等の整備を実施しました。また、校舎や体育館の改築の際には、エレベーターやスロープを設置するなど、改築にあたって、順次、バリアフリーの整備を推進していきます。

民間建築物のバリアフリー

民間建築物等整備費助成

高齢の方や障害のある方を含むすべての人が、身近な地域で自ら買い物をしたり、食事に出かけられるようにするため、生活に密着した物品販売業を営む店舗や飲食店など不特定多数の人が利用する小規模建築物のバリアフリー整備について、東京都福祉のまちづくり条例に適合する整備に要する経費の1/2（上限300万円）を助成します。

【助成実績】

	助成先	整備内容
平成9年度	金融機関	出入口手すり
	医療法人	出入口スロープ 出入口手すり
平成10年度	飲食店	出入口スロープ 引き違い戸 障害者対応型トイレ 階段手すり等
	薬局	誘導ブロック 手すり等
平成11年度	医療法人	出入口段差解消 スロープ 手すり 自動扉 障害者用駐車スペース表示
平成12年度	歯科医院	受付及び診療台・X線室入口 に手すり
平成13年度	なし	なし
平成14年度	なし	なし
平成15年度	なし	なし
平成16年度	物品販売店 【ガス設備機器販売業等】	出入口段差解消 スロープ 視覚障害者誘導用ブロック
平成17年度	なし	なし
平成18年度	福祉施設	出入口段差解消 視覚障害者誘導用ブロック
	集会施設(冠婚葬祭施設)	車いす対応型エレベーター

鉄道駅エレベーター等整備費助成

すべての人の移動の自由を確保し、社会参加を促進するため、鉄道事業者が区内鉄道駅において、バリアフリー新法に基づくエレベーター等の整備を行う場合、整備費に要する経費の1/3を限度に助成します。

(参考)

【駅のバリアフリー化の状況(平成19年3月時点)】

注:トイレ欄の“オ”は、オストメイト

駅名	エレベーター	エスカレーター	トイレ	改札口	誘導用ブロック
(JR)亀有駅	車いす対応	車いす対応	車いす対応 (+オ対応)	拡幅	あり
(JR)金町駅	車いす対応	車いす対応	車いす対応 (+オ対応)	拡幅	あり
(京成)京成金町駅	(スロープ有)	-	車いす対応 (+オ対応)	拡幅	あり
(JR)新小岩駅	なし	車いす対応	車いす対応 (+オ対応)	拡幅	あり(灰色)
(京成)堀切菖蒲園駅	車いす対応	-	車いす対応 (+オ対応)	拡幅	あり
(京成)お花茶屋駅	車いす対応 (上りホーム) (改札外)	車いす対応 (下りホーム)	車いす対応 (+オ対応)	可動式で 拡幅	あり
(京成)青砥駅	車いす対応	一般型 (改札内)	車いす対応 (+オ対応)	拡幅	あり
(京成)京成高砂駅	車いす対応 【駅北側】整備済 【駅南側】平成19 年度整備予定	一般型 (改札内)	車いす対応 (+オ対応)	拡幅	あり
(京成)四ツ木駅	平成19年度 整備予定	車いす対応	車いす対応 (+オ対応)	拡幅	あり
(京成)京成立石駅	車いす対応 (上りホーム) (改札外) (下りホームは リフト対応)	-	非対応	拡幅	あり(灰色)
(京成)柴又駅	(スロープ有)	-	車いす対応 (+オ対応)	拡幅	あり
(北総)新柴又駅	なし	非対応 (昇りのみ)	車いす対応	通常 (60cm)	あり(白色)

歩道のバリアフリー

歩道勾配改善事業

区内約 20km の道路に設定された特定経路について、歩道の段差や勾配を改善し、高齢の方及び障害のある方など、だれもが安全で快適に通行できる道路環境を整備します。

特定経路... 駅周辺と公共施設等を結ぶ利用者の多い道路。特に、高齢の方、障害のある方、車いすの方の利用の多い道路。

【整備実績】

	整備地域	整備範囲
平成12年度	白鳥・堀切	500m
平成13年度	亀有	300m
平成14年度	亀有・堀切	1,590m
平成15年度	堀切・水元・東金町・亀有	1,300m
平成16年度	お花茶屋・東金町・青戸	1,410m
平成17年度	亀有・堀切・東水元	1,400m
平成18年度	白鳥・青戸・立石	1,220m
	合 計	7,720m

また、車いすの方・視覚障害者・高齢の方・自転車に乗った方などすべての人が安全に利用できるように、歩行者横断用ブロック（歩車道境界部）の歩車道段差部分の構造について、平成 19 年度中に、見直し・検討を行います。検討結果については、今後の街路事業の設計事務に反映させていきます。

楽々・快適ポケットパークの整備

バス利用者の利便性や歩行者の安全性の向上などを図るため、バス停留所に近接する公共施設の敷地の一部を活用して、ベンチの設置や車いすの待機スペースなどを確保したポケットパークを整備しています。

【整備箇所】平成 17 年度：10 箇所

平成 18 年度：11 箇所

交通バリアフリー事業

交通バリアフリー法に基づき平成 18 年 5 月に「葛飾区交通バリアフリー基本構想」を策定し、「すべての人が安心して安全に移動できるまちづくり」を実現するため、交通事業者、東京都公安委員会などといった関係機関と連携しながら、駅などの旅客施設を中心とした一定の地区を対象に交通バリアフリー事業を計画的に進めています。特に金町駅圏と京成立石駅圏は、駅利用者数や公共・福祉施設数、バリアフリーの整備状況などを勘案して、優先的にバリアフリー化を図る地区としており、平成 22 年にかけて引き続き、バリアフリー事業を実施していきます。

【重点整備地区の主な事業実施状況（平成 17,18 年度）】

	(金町駅圏)	(京成立石駅圏)
鉄道	JR 金町駅・京成金町駅 ・エレベーター設置 ・多機能トイレ設置(P.9 再掲) ・券売機等の改善 ・北口スロープ通路の改善 など	京成立石駅(連続立体交差事業中のため、現駅舎における当面の対応) ・エレベーター設置 ・改札口の拡幅 ・券売機等の改善 など
バス	・金町駅南口バス乗車場ベンチ設置 ・ノンステップバスの計画的な導入 ・ロケーションシステム(待ち時間の表示等)の導入(京成バス) など	
道路	・国道 6 号(金町 6-1 先)交差点歩道改善 ・乗換の円滑化のため金町駅南口駅前広場にバス停を増設し乗降車場を変更 など	・区役所南(立石 4-34 先)歩道設置及び改善 など (P.10 再掲)

公園のバリアフリー化

ほっと一息つける場所として、高齢の方や障害のある方、子育て中の方などすべての人に配慮したトイレ、水飲み、ベンチなどを設置し、だれもが気軽に利用できる公園づくりを進めています。

だれでもトイレ

車いすの方、高齢の方、妊婦、乳幼児を連れた方等が円滑に利用できるトイレの整備を進めています。

また、トイレには、開閉が容易なハンガー式のドア、手すり、プッシュ式カラン手洗器（押すだけで水が出る手洗器）、幼児も利用できる床置き式小便器等の設備をしています。

車いすで利用できる構造の水飲み

【整備状況（平成 19 年 4 月時点）】

公園・児童遊園 308 箇所のうち、
69 箇所の公園・児童遊園は整備済

スロープ又は階段に手すりのある出入口

【整備状況（平成 19 年 4 月時点）】

公園・児童遊園 308 箇所のうち、
69 箇所の公園・児童遊園は整備済

視覚障害者誘導用ブロック（黄色いブロック）のある出入口

【整備状況（平成 19 年 4 月時点）】

公園・児童遊園 308 箇所のうち、
45 箇所の公園・児童遊園は整備済

ベンチの設置

【整備状況（平成 19 年 4 月時点）】

公園・児童遊園 308 箇所のうち、
304 箇所の公園・児童遊園は整備済

このほか、杖使用者用の特注ベンチ（一般のベンチに比べて座面の高さが高く、寄り掛かるようにして座るもの）、点字で書かれた公園施設案内板の設置等、公園施設のバリアフリー化の取組みを実施しています。

区ホームページの掲載情報

音声読み上げソフトへの対応など機能・デザインを充実させ、高齢の方や障害のある方、だれもが利用しやすいように心がけています。

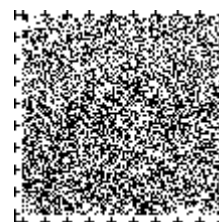
SP コードを使った印刷物の作成

平成 18 年度に作成した「障害者福祉のしおり」は、視覚障害者配布用として、SP コード版を作成しました。また、同年度に策定した「障害者施策推進計画書」については、すべてに SP コードを添付しました。

【作成部数】障害者福祉のしおりの SP コード版：300 部

障害者施策推進計画書：350 部

SP コードとは、専用ソフトを使って、約 800 文字のテキストデータを切手大の二次元シンボルに変換したもので、専用の活字読み上げ装置で読み取って音声で聞くことができるもの。



ごみ収集にあたっての取組み

周知方法

平成 20 年 4 月から実施のごみ分別方法の変更に伴い、平成 19 年 4 月からモデル収集を実施しています。そのモデル収集実施にあたって、だれでも新しい分別方法と収集日を理解していただけるよう、次のように周知方法を工夫しています。

- ・日本語版に加え、英語版、中国語・ハングル併用版を作成
- ・文字表記に加え、分別ごとに異なるデザイン、色を使用したマークを表示
- ・分別ごとの品目例の表示については、品目名に加え、イラストを掲載し、分かりやすく表示

高齢者等訪問収集事業

ごみを集積所まで出すことが困難な高齢の方や障害のある方（介護保険の要介護 2 以上または身体障害者手帳 2 級以上）のみの世帯を対象に、収集日に自宅を訪問してごみを収集しています。

戸籍住民課における窓口整備

戸籍住民課では、区民の方々の利便性の向上のため、窓口の整備を行っています。

【整備内容】

車いすにも対応可能なローカウンターなどユニバーサルデザイン仕様のカウンターの設置

フロアマネジャーの配置

交付窓口用の番号表示板や番号札の発券機の設置

交付窓口用の番号表示もより見やすいプラズマディスプレイにしています。

窓口の掲示物、案内表示等の整理

掲示物は、窓口案内や業務に必要な物に絞り、さらに文字の形を統一、説明内容も表現方法を工夫し、よりわかりやすい案内表示に努めています。

1 基本理念

『心ふれあう住みよいまち かつしか』

～「理解」そして「声かけ(コミュニケーション)」～

ユニバーサルデザインを進めて行くうえで最も大切なのは、区民一人ひとりが、高齢の方や障害のある方、子ども連れ、子ども等、多様な人々がそれぞれ抱える困難さを理解する、そして、困ったときはひと声かけあい、お互い助け合えるような環境をつくるなどの「心のバリアフリー」を推進することです。

平成17年12月に内閣府が実施した「バリアフリー化推進に関する国民意識調査」の調査結果を見てみると、外出先で車いすの方が段差で進めなくなっていたり、視覚障害のある方が駅で迷ったりした場合、声をかけて手助けをしていますかという問いに対し、「手助けをしない」と答えた方が40.8%で、手助けしない理由としては、「かえって相手の迷惑になるといやだから」や「手助けをしたくても対応方法がわからないから」という理由が最も多く、声かけなどのコミュニケーションの希薄さや、障害や困難さに対する理解・知識不足が伺えます。

そのため、取組みの第一歩として、葛飾区では、区職員をはじめとして区民や区内事業者などが、さまざまな人の抱える障害や困難さへの理解を深めて行く、いわゆる“意識啓発”に重点を置き、取り組んでいきます。そして、区民一人ひとりの「心のバリアフリー」を推進し、さまざまな人々の気持ちや立場に立った行動ができる「ゆとり」を持ち、共に支え合いながら自己の持てる能力を発揮し、積極的にまちづくりにかかわることで、一人ひとりが尊重され、だれもが心地よく、安心して暮らし続けることのできる、「心ふれあう住みよいまち かつしか」の実現を目指していきます。

“人にやさしく”は、“自分にもやさしい”

ユニバーサルデザインの提唱者であるロン・メイス氏は、ユニバーサルデザインは『すべての人が人生のある時点で何らかの障害をもつ』ということを出発点としています。今、自分が不便を感じていない「もの」や「こと」であっても、未来の自分にとっては不便に感じることもあるかもしれません。そのため、ユニバーサルデザインを他人事として捉えるのではなく、“みんなのため”、そして、“自分のため”に考えて行くことが大切です。

また、“やさしさ”や“思いやり”は、一方的なものではなく双方向的なものです。高齢の方や障害のある方でも常に手助けを必要としているわけではありませんし、外見からは分かりにくいところで困っている人もいます。一方的な“やさしさ”や“思いやり”ではなく、困っている人がいたら気軽に声をかけ、何に困っているのか、どのような手助けができるのかなどを理解したうえで助け合えるような社会が“やさしさ”や“思いやり”のある社会といえるのではないのでしょうか。

できるところから少しずつ

すべての人のニーズを満たすということは、実際はほとんど不可能なことかもしれません。むしろ、ちょっとした気づきや配慮で、より多くの人にとって使いやすくなります。重要なのは、すべての人に良いものや良い環境を追求していこうという一人ひとりの心がけです。

一人ひとりが身の回りの利用しにくいものに気づき、「できるところから」「ちょっと工夫」する心がけが、ユニバーサルデザインをつくって行くのです。

プロセス（過程）の重視

ユニバーサルデザインの基本は、だれもが利用しやすいものをつくることにあります。そのため、計画段階から評価後の改善に至るまで、できるだけさまざまな利用者の参加を得て、実際に使う人の立場からつくりあげて行くプロセス（過程）が重要になります。

また、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、常に点検、検証し、見直しや改善を行い、時間の経過とともにさらに良いものへと進化して行く、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）の仕組みをつくることが重要です。

第3章 分野別の施策の方向と取組事例

〔体系〕

基本理念

一人ひとりが尊重され、だれもが、安心して暮らし続けることのできる、「心ふれあう住みよいまち かつしか」の実現を目指します。

心やさしい『人づくり』

高齢の方、障害のある方、外国人、子どもなどさまざまな人が、あらゆる分野で個人として尊重され、その能力を最大限に発揮できる社会環境づくりを目指して、ユニバーサルデザインの普及推進に努めます。

(1) 普及啓発・意識啓発

ユニバーサルデザインに関する情報の提供
地域におけるユニバーサルデザインの理解促進
民間事業者に対するユニバーサルデザインの取組みの誘導

(2) 人材育成

ユニバーサルデザインを推進する区職員の育成
学校教育におけるユニバーサルデザインの推進

だれもが安心して暮らせる『まちづくり』

だれもが安心して住み、暮らし続けることができ、そして、だれもが積極的に社会参加のできるまちづくりを進めます。

(1) 建物

区有施設の整備
民間施設の整備促進支援

(2) 道路

安全・快適な道づくり

(3) 交通システム

スムーズに利用できる駅と駅周辺整備

(4) 公園・観光地等

だれもが楽しめる公園・スポーツ・観光・商業施設等の整備

わかりやすい

『情報・サービスづくり』

年齢、心身の状況や言語の違いなどに関係なく入手できるよう、複数の手段により、分かりやすい情報提供に努めるとともに、区民サービス向上に努め、利用しやすい区役所づくりを目指します。

(1) 情報

情報のユニバーサルデザイン化の推進

(2) サービス

行政窓口サービスの向上
区で実施する各種イベントのユニバーサルデザイン化

1 心やさしい『人づくり』

ユニバーサルデザインを進めるうえで何より大切なのは、相手を尊重し、思いやりと助け合いによって、だれもが快適に生活できるまちをつくらうとする「心のバリアフリー」を推進することだといえます。

高齢の方、障害のある方、子ども、妊婦、外国人などのさまざまな人がまちづくり、ものづくり、情報・サービス提供などのあらゆる分野で、個人として尊重され、その能力を最大限に発揮できる社会環境づくりを目指して、ユニバーサルデザインの普及推進に努めます。

(1) 普及啓発・意識啓発

ユニバーサルデザインに関する情報の提供を積極的に行い、ユニバーサルデザインに対する認識を高め、区全体へ普及・啓発を図る。

ユニバーサルデザインに関する情報の提供

ア ユニバーサルデザインに関するホームページの作成

イ 広報紙などによる情報提供

ウ パンフレットの作成

エ 地理情報システム(GIS)を活用して、だれでもトイレなどユニバーサルデザインの考えに基づいて整備した区有施設の情報を提供する。

地域におけるユニバーサルデザインの理解促進

ア 自主的な取組みを推進するためのシンポジウム、セミナーなどの開催

（ ユニバーサルデザインの専門家による講演や取組事例発表、体験コーナーなど、普及啓発のためのシンポジウムやセミナーなどを開催する。 ）

イ 多様な人々が交流する機会の提供

（ 高齢の方や障害のある方等地域で暮らすさまざまな人がどんなところで困っているかなどの情報発信の場や相互理解の場を提供する。だれもが気軽に参加・交流でき、高齢や障害等さまざまな人が持つ困難さについての関心を高める機会を設ける。 ）

例えば...

特別養護老人ホーム・障害者施設・保育園・小学校等の相互交流

障害のある方や高齢の方などを講師とし、日頃苦労していることや周りの人の声かけやサポートの必要性を伝える場などを提供する。

子どもから高齢の方まで、区民のだれもがスポーツ等を楽しむことができるよう整備し、スポーツ等を通じて多世代が交流しあえるようにする。

など

民間事業者に対するユニバーサルデザインの取組みの誘導

ア 民間事業者に対する周知

障害のある方等の利用促進に役立つ施設整備を行う民間事業者に対する助成事業についての周知などを行い、民間事業者へのユニバーサルデザインの取組みの誘導を図る。また、ユニバーサルデザインを取り入れた商品に関する情報提供を行い、だれもが使いやすい“ものづくり”の普及を図る。

(2) 人材育成

ユニバーサルデザインを推進する区職員の育成

ア 区職員に対するユニバーサルデザインについての研修の実施

イ 新規採用職員研修のプログラムにユニバーサルデザインの考え方を取り入れる。

学校教育におけるユニバーサルデザインの推進

ア 小・中学校における、教職員や児童・生徒を対象としたユニバーサルデザインを学習する機会の確保

総合的な学習の時間等の授業の中で、ユニバーサルデザインの考え方を学ぶ時間を設ける。

例えば...

社会福祉協議会の「ボランティア出前講座」を活用して、高齢の方や障害のある方の話を聴く
体験学習やワークショップなどで人にやさしいまちづくりやものづくり、コミュニケーション方法などを学ぶ
小学生、中学生など対象に応じた学習用資料を作成し、それを活用してユニバーサルデザインについて学ぶ など

イ 教職員に対する研修・学習会の実施

例えば...

特別支援学校や特別支援教室の担当教員の専門性の向上
教職員全体に対する障害特性の理解や支援のあり方などの普及促進 など

ウ 保育所、幼稚園、小・中・高など学校、盲・ろう・養護学校、福祉施設などの相互交流・相互理解の促進【再掲 P.18 (1)- -イ】

例えば...

副籍制度（ ）の充実・推進

特別支援教育ハンドブックの作成（障害特性と配慮等の普及啓発）

さまざまな国の子どもたちが参加する多文化交流フェスティバルの実施
など

副籍制度とは、盲・ろう・養護学校に在籍する、原則として希望する児童・生徒全員が、居住する地域の小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、学校・学級だよりの交換や学校・地域行事等における交流、小・中学校の日常の学習活動への参加等を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図るものです。

2 だれもが安心して暮らせる『まちづくり』

東京都のガイドラインで示されている、「公平」「簡単」「安全」「機能」「快適」の5つの視点に基づき、だれもが安心して住み、暮らし続けることができる、そして、だれもが自由に移動でき、積極的に社会参加のできるまちづくりを進めます。

(1) 建物

区有施設の整備

ア だれでもトイレやエレベーターなどの整備

例えば...

だれでもトイレの設置
オストメイト対応型トイレの設置
エレベーターの設置
障害者用駐車区画の確保

など

民間施設の整備促進支援

ア ユニバーサルデザインを取り入れた施設に関する助成

例えば...

民間建築物整備費助成
鉄道駅エレベーター等整備費助成

など

(2) 道路

安全・快適な道づくり

ア 安全で快適な歩道（自転車道）の整備

例えば...

歩道勾配改善事業
視覚障害者誘導用ブロックの整備
自転車駐輪場の整備など放置自転車対策の強化
自転車マナー向上のための講習の実施
通行障害物の撤去の指導

など

イ 楽々・快適ポケットパークの整備

(3) 交通システム

スムーズに利用できる駅と駅周辺整備

ア 鉄道駅やバスターミナルでの乗換えに伴う移動経路内のユニバーサルデザイン化

例えば...

鉄道やバスなどに関する事前情報の充実

鉄道駅舎のバリアフリー化の促進

ハイグレードバス停の整備促進

ノンステップバス車両の導入促進

など

(4) 公園・観光地等

だれもが楽しめる公園・スポーツ・観光・商業施設等の整備

ア だれでもトイレの整備

イ 駐車場のバリアフリー化

ウ ベンチや休憩場所の整備

具体的な整備基準値等については、「福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン」及び「東京都福祉のまちづくり条例」などで定める基準に沿って進めていきます。

3 わかりやすい『情報・サービスづくり』

近年の情報通信技術（Information and Communications Technology：ICT）の発展を背景として、高度情報化が急速に進展しており、私たちの身の回りには、さまざまな情報が存在しています。こういった情報通信技術を活用して、必要な情報を、年齢、心身の状況や言語の違いなどに関係なく入手できるよう、複数の手段により、分かりやすい情報提供に努めます。また、区民サービスの向上に努め、利用しやすい区役所づくりを目指します。

（１）情報

情報のユニバーサルデザイン化の推進

ア 印刷物等を作成する際の配慮

例えば...

【文字の大きさ】

文字はできるだけ大きい文字を使う。A4用紙では12ポイントから14ポイントが一般的

【字体】

見やすさ・読みやすさを考えて、なるべく字体は統一する。
一般的に用いられる明朝体及び類似した字体を基本とし、強調する場合には、ゴシック体及び類似した字体を用いるなど工夫する。

【文字間隔・行間隔】

文字間隔や行間隔のバランスも大事。（バランスが悪いと読みにくい）

【文字の強調】

太字や斜体、網掛け、影付き文字、下線の使用は、かえって読みにくくなる場合もあるので、見やすさ・わかりやすさを念頭に、効果的に使い、メリハリをつける。

【色彩】

色なしでも理解できるようにデザインし、その上で強調のために副次的に色を添えることが基本

【その他】

わかりやすい表現の工夫（専門用語を使わない等） など

今後、ユニバーサルデザインに配慮した、分かりやすい情報づくりができるよう、印刷物等の作成の際の注意事項等をまとめるなど、職員への周知を図って行きます。

イ さまざまな情報伝達手段の導入

例えば...

浮き出し加工や点字などを使用し、目の不自由な方などにも配慮し、だれもが同じように情報を得られるように努める。

必要に応じて、SP コードの活用など、音声情報での提供なども考慮する必要がある。

外国の方へも同様に、やさしい日本語での表記や図・記号で表すなどの配慮が必要。また、多くの外国の方に知ってもらいたい情報については、ローマ字や外国語を併記したり、日本語以外の言語で印刷物を作成したりすることも必要。

など

ウ 案内・誘導サインの整備

例えば...

視覚障害者誘導用ブロックの整備

音声信号機等の整備

ピクトグラム（絵文字）や外国語併記の案内表示板の設置

など

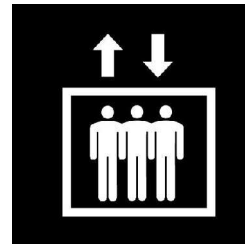
ピクトグラム（絵文字）の例



（お水）



（ください）



（エレベーター）

(2) サービス

行政窓口サービスの向上

ア 総合窓口の整備

例えば...

ローカウンターなどユニバーサルデザイン仕様のカウンターの設置
窓口の掲示物、案内表示の整理
申請書等の記入物をわかりやすく工夫する

など

イ 職員の接遇研修

ウ 窓口体制の充実

例えば...

外国語対応のできる体制
手話指導員の設置

など

区で実施する各種イベントのユニバーサルデザイン化

ア 区主催のイベント（講演会、会議、展示会等）において、ユニバーサルデザインの考え方の実践

例えば...

会場の設営の配慮
手話通訳の配置
保育の実施

など

具体的な整備については、「福祉のまちづくりを進めるためのユニバーサルデザインガイドライン」の「移動円滑化のための情報提供のユニバーサルデザインガイドライン」等を参考に進めていきます。

できるところから少しずつ&スパイラルアップ

ユニバーサルデザインを推進して行くためには、一人ひとりが“できるところから、少しずつ”行動に移して行くことが重要であり、その積重ねが、「心ふれあう住みよいまち かつしか」につながって行くものと考えております。そのため、一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を理解し、意識を持って行動することができるよう、さまざまな取組みを進めるとともに、“スパイラルアップ”の精神で、次のとおりユニバーサルデザインの推進を図って行きます。

この「葛飾区ユニバーサルデザイン推進指針」が、今後、時間の経過とともにさらに良いものへと進化して行くよう、見直し・改善を図って行きます。

見直しについては、葛飾区政策・施策マーケティング調査や世論調査、アンケートを行うなど、区民等の声を反映させていきたいと考えています。

また、推進体制については、各課が主体的にユニバーサルデザインの考え方に基いた取組みを進められるようにするとともに、全庁的に情報を共有できる体制づくりに努めます。そして、葛飾区におけるユニバーサルデザインの進捗状況等ユニバーサルデザインに関する情報をホームページなどで公開するなど、職員のみならず葛飾区全体にユニバーサルデザインに対する理解が深まるよう取り組んで行きます。